

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 6 月20日
【届出者の氏名又は名称】	JAFホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-6206-3210
【事務連絡者氏名】	星野 恵理子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	JAFホールディングス株式会社 (東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、JAFホールディングス株式会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、ジャパンフーズ株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注 5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注 7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年5月13日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、2024年6月17日、本公開買付けの成立の確度を高めるため、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格を1,994円から2,449円に変更すること、及び、対象者が2024年6月24日に第48期有価証券報告書を関東財務局長に提出する予定であることを踏まえ、法令に基づき、公開買付期間を2024年6月24日から起算して10営業日を経過した日にあたる2024年7月8日まで延長し、公開買付期間を合計41営業日とすること（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定いたしました。

これに伴い、2024年5月13日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加及び修正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本両公開買付けの概要

本公開買付けの概要

本自社株公開買付けの概要

(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本両公開買付け後の経営方針

本両公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(3) 本公開買付け価格及び本自社株公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(4) 本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

株式併合

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

その他資金調達方法

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(1) 会社の概要

資本金の額及び発行済株式の総数

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(1) 本公開買付けへの賛同表明

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本両公開買付けの概要

本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

なお、公開買付者は、本書提出日現在、本取引を以下の日程で実施することを予定しております。

日程（予定）	概要
2024年 5 月13日から2024年 6 月21日	本公開買付けにおける買付け等の期間（30営業日）
2024年 6 月24日	本定時株主総会開催日
2024年 6 月25日（予定）	別途積立金の取り崩しに係る効力発生日
2024年 6 月27日	本公開買付けの決済の開始日
2024年 6 月28日から2024年 7 月29日（予定）	本自社株公開買付けにおける買付け等の期間（21営業日）
2024年 7 月中旬	下記「(4) 本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「 株式併合」を行う場合、株式併合（以下に定義します。）に係る議案を付議するための株主総会の基準日
2024年 8 月21日（予定）	本自社株公開買付けの決済の開始日
2024年 9 月中旬から2024年10月上旬	本スクイズアウト手続の完了

(中略)

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けに係る決済等に要する資金を、本公開買付けの決済の開始日の1営業日前までに、アイ・シグマ事業支援ファンド4号から出資を受けるとともに、株式会社あおぞら銀行から合計12,570,000千円を上限として借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）により賄うことを予定しております。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、株式会社あおぞら銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされております。

対象者が2024年5月10日付で公表した「JAFホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者賛同表明プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2024年5月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。上記対象者取締役会決議の詳細については、対象者賛同表明プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格及び本自社株公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

なお、公開買付者は、本書提出日現在、本取引を以下の日程で実施することを予定しております。

日程(予定)	概要
2024年5月13日から2024年7月8日	本公開買付けにおける買付け等の期間(41営業日)
2024年6月24日	本定時株主総会開催日
2024年6月24日(予定)	別途積立金の取り崩しに係る効力発生日
2024年7月12日	本公開買付けの決済の開始日
2024年7月16日から2024年8月13日(予定)	本自社株公開買付けにおける買付け等の期間(20営業日)
2024年7月下旬	下記「(4)本両公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」の「株式併合」を行う場合、株式併合(以下に定義します。)に係る議案を付議するための株主総会の基準日
2024年9月4日(予定)	本自社株公開買付けの決済の開始日
2024年10月上旬から2024年10月中旬	本スクイズアウト手続の完了

(中略)

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2)買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けに係る決済等に要する資金を、本公開買付けの決済の開始日の1営業日前までに、アイ・シグマ事業支援ファンド4号から出資を受けるとともに、株式会社あおぞら銀行から合計13,350,000千円を上限として借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)により賄うことを予定しております。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、株式会社あおぞら銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされております。

対象者が2024年5月10日付で公表した「JAFホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者賛同表明プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2024年5月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

その後、対象者が2024年6月20日付で公表した「(変更)「JAFホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「2024年6月20日付対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2024年6月20日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を改めて推奨することを決議したとのことです。

上記対象者取締役会決議の詳細については、対象者賛同表明プレスリリース、2024年6月20日付対象者プレスリリース及び下記「(3)本公開買付価格及び本自社株公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本自社株公開買付けの概要
(訂正前)

対象者が2024年5月10日付で公表した「別途積立金の取り崩し並びに自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの予定に関するお知らせ」(以下「対象者自社株公開買付予定プレスリリース」といい、「対象者賛同表明プレスリリース」と併せて「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2024年5月10日開催の対象者取締役会において、本自社株公開買付けを行うためには、別途積立金の取崩しが必要となることから、本議案を本定時株主総会にて付議すること、本公開買付けの成立及び本議案が可決されることを条件に、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び対象者定款の規定に基づき、不応募合意株式を取得することを目的とする自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法を公開買付けとすることを決議したとのことです。

本自社株公開買付けは、本自社株公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本自社株公開買付価格」といいます。))を1,626円、本公開買付けの決済の開始日(2024年6月27日)の翌営業日である2024年6月28日から2024年7月29日までの21営業日を買付け等の期間とし、本自社株公開買付けに応募された株券等(以下「本自社株応募株券等」といいます。))の総数が買付予定数3,362,378株(所有割合:69.73%)を超えない場合は、本自社株応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。他方で、本自社株応募株券等の総数が買付予定数を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。))第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う予定とのことです。

本自社株公開買付価格は本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。))に比べて368円低い価格を予定しております。これは、本自社株公開買付けにおいては、法人株主に法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。))に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、本自社株公開買付けに応募することが予定されている伊藤忠商事において本公開買付価格の税引後手取り金額と本自社株公開買付けでの税引後手取り金額が同等となる金額としております。また、公開買付者としては、対象者株式を非公開化することを目的として本公開買付けを実施することから、対象者の株主の皆様には本公開買付けに応募していただくことを想定しております。また、本取引が本公開買付けのみが実施される場合と比べ、本自社株公開買付価格を本公開買付価格より低く設定することで本公開買付価格が引き上げられ、対象者の少数株主の皆様により高い価格での売却機会を提供することができ、より多くの対象者の少数株主の皆様による応募が期待できる結果、本公開買付けを含む本取引の成立の蓋然性が高まると考えられること、本取引において本自社株公開買付けを実施せず、本公開買付けの後に一部の法人株主からの相対での自己株式取得を実施する場合、本公開買付けへの応募数及びその後の株式併合における併合の割合等の事情により、当該自己株式取得の相手方となる法人株主において、法人税法上の受取配当等の益金不算入制度における税率が相応に変化し、本公開買付価格の税引後手取り金額と当該自己株式取得の結果としての税引後手取り金額が同等とならない可能性があり、本自社株公開買付けを実施する方が、株主の皆様の間における公平性を維持できること、並びに本取引において本自社株公開買付けを実施せずに本公開買付けの後に一部の法人株主からの相対での自己株式取得を実施する場合、本スクイーズアウト手続として株式併合のみが選択可能になるのに対して、本自社株公開買付けを実施することにより、本スクイーズアウト手続として株式売渡請求をも選択可能となる可能性があり、本取引の速やかな実施に資する可能性があることを踏まえ、対象者、伊藤忠商事、アイ・シグマ・キャピタル及び公開買付者との間で協議・交渉の結果、本基本合意書により合意したものです。

なお、対象者は、本公開買付けではなく本自社株公開買付けに応募の申込みを希望する対象者の株主が存在する可能性に配慮し、本自社株公開買付けにおける買付予定数を本自社株公開買付けに応募することを合意している不応募合意株式1,755,000株(所有割合:36.39%)を上回る3,362,378株(所有割合:69.73%、買付予定総額5,467,226,628円)(注2)と設定することを予定しているとのことです。対象者は、本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日時点における対象者の発行済株式総数から公開買付者が所有する対象者株式の数及び対象者が所有する自己株式の数を控除した株式数が本自社株公開買付けにおける買付予定数(3,362,378株)を下回る場合には、市場に流通している株式数と同数にするため、本公開買付けの決済の開始日時点における対象者の発行済株式総数から公開買付者が所有する対象者株式の数及び対象者が所有する自己株式の数を控除した株式数を本自社株公開買付けにおける買付予定数とする予定とのことです。なお、本自社株公開買付けにおける買付予定数の上限(3,362,378株)の買付け等を行う場合であっても、当該買付予定総額5,467,226,628円は本議案可決後の対象者の分配可能額の範囲内であることから本自社株公開買付けの決済が行えなくなる事態は生じないとのことです。対象者は、本自社株公開買付けに係る決済等に要する資金を、公開買付者からの借入れ又は対象者の発行する社債を公開買付者が引き受けることにより賄うことを予定しているとのことです。

(後略)

(訂正後)

対象者が2024年5月10日付で公表した「別途積立金の取り崩し並びに自己株式の取得及び自己株式の公開買付けの予定に関するお知らせ」(以下「対象者自社株公開買付予定プレスリリース」といい、「対象者賛同表明プレスリリース」及び「2024年6月20日付対象者プレスリリース」と併せて「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2024年5月10日開催の対象者取締役会において、本自社株公開買付けを行うためには、別途積立金の取崩しが必要となることから、本議案を本定時株主総会にて付議すること、本公開買付けの成立及び本議案が可決されることを条件に、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び対象者定款の規定に基づき、不応募合意株式を取得することを目的とする自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法を公開買付けとすることを決議したとのことです。また、2024年6月20日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付条件等変更に伴い、対象者自社株公開買付予定プレスリリース記載の本自社株公開買付けについても、日程及び買付価格等が変更となる予定とのことですが、本自社株公開買付けの実施については、本公開買付け成立後、2024年7月12日(本公開買付けの決済開始予定日)に正式に決議のうえ公表する予定とのことです。

本自社株公開買付けは、本買付条件等変更後の本自社株公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本自社株公開買付価格」といいます。)を1,944円、本公開買付けの決済の開始日(2024年7月12日)の翌営業日である2024年7月16日から2024年8月13日までの20営業日を買付け等の期間とし、本自社株公開買付けに応募された株券等(以下「本自社株応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数3,362,378株(所有割合:69.73%)を超えない場合は、本自社株応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。他方で、本自社株応募株券等の総数が買付予定数を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う予定とのことです。

本買付条件等変更後の本自社株公開買付価格は本買付条件等変更後の本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)に比べて505円低い価格を予定しております。これは、本自社株公開買付けにおいては、法人株主に法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下同じです。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、本自社株公開買付けに応募することが予定されている伊藤忠商事において本公開買付価格の税引後手取り金額と本自社株公開買付けでの税引後手取り金額が同等となる金額としております。また、公開買付者としては、対象者株式を非公開化することを目的として本公開買付けを実施することから、対象者の株主の皆様には本公開買付けに応募していただくことを想定しております。また、本取引が本公開買付けのみが実施される場合と比べ、本自社株公開買付価格を本公開買付価格より低く設定することで本公開買付価格が引き上げられ、対象者の少数株主の皆様により高い価格での売却機会を提供することができ、より多くの対象者の少数株主の皆様による応募が期待できる結果、本公開買付けを含む本取引の成立の蓋然性が高まると考えられること、本取引において本自社株公開買付けを実施せず、本公開買付けの後に一部の法人株主からの相対での自己株式取得を実施する場合、本公開買付けへの応募数及びその後の株式併合における併合の割合等の事情により、当該自己株式取得の相手方となる法人株主において、法人税法上の受取配当等の益金不算入制度における税率が相応に変化し、本公開買付価格の税引後手取り金額と当該自己株式取得の結果としての税引後手取り金額が同等とならない可能性があり、本自社株公開買付けを実施する方が、株主の皆様の間における公平性を維持できること、並びに本取引において本自社株公開買付けを実施せずに本公開買付けの後に一部の法人株主からの相対での自己株式取得を実施する場合、本スクイズアウト手続として株式併合のみが選択可能になるのに対して、本自社株公開買付けを実施することにより、本スクイズアウト手続として株式売渡請求をも選択可能となる可能性があり、本取引の速やかな実施に資する可能性があることを踏まえ、対象者、伊藤忠商事、アイ・シグマ・キャピタル及び公開買付者との間で協議・交渉の結果、本基本合意書により合意したものです。

なお、対象者は、本公開買付けではなく本自社株公開買付けに応募の申込みを希望する対象者の株主が存在する可能性に配慮し、本自社株公開買付けにおける買付予定数を本自社株公開買付けに応募することを合意している不応募合意株式1,755,000株（所有割合：36.39%）を上回る3,362,378株（所有割合：69.73%、買付予定総額6,536,462,832円）（注2）と設定することを予定しているとのことですが、対象者は、本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済の開始日時点における対象者の発行済株式総数から公開買付者が所有する対象者株式の数及び対象者が所有する自己株式の数を控除した株式数が本自社株公開買付けにおける買付予定数（3,362,378株）を下回る場合には、市場に流通している株式数と同数にするため、本公開買付けの決済の開始日時点における対象者の発行済株式総数から公開買付者が所有する対象者株式の数及び対象者が所有する自己株式の数を控除した株式数を本自社株公開買付けにおける買付予定数とする予定とのことです。なお、本買付条件等変更により、本公開買付けの成立後に確定する本自社株公開買付けにおける買付予定数の上限数の買付け等を行うと本議案可決後の対象者の分配可能額の範囲を超えることとなる場合には、対象者において減資等により分配可能額を確保するための手続を行う必要があることから、本自社株公開買付けの開始時期を遅らせる可能性があるとのことです。対象者は、本自社株公開買付けに係る決済等に要する資金を、公開買付者からの借入れ又は対象者の発行する社債を公開買付者が引き受けることにより賄うことを予定しているとのことです。

（後略）

(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本両公開買付け後の経営方針

本両公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

(前略)

なお、アイ・シグマ・キャピタルは、2024年4月10日に、本公開買付価格を1,610円（当該提案日の前営業日である2024年4月9日の対象者株式の終値である1,415円に対して13.78%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率及びディスカウント率の計算において同じです。）とすることを含む本公開買付けの条件等に関する提案書（以下「2024年4月10日付提案書」といいます。）を対象者に提示いたしました。なお、アイ・シグマ・キャピタルが提示した本公開買付価格は、対象者が2024年3月期の期末配当を行わない前提で提示した価格となります。これに対し対象者からは、2024年4月16日、本公開買付価格が本自社株公開買付価格を上回る場合、対象者の少数株主にはより高い価格での売却機会を提供することができるものと考えているが、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配される価格水準としては十分とはいえないとの理由から、本公開買付価格の再提案を要請する回答がありました。2024年4月17日、アイ・シグマ・キャピタルは対象者に対して、本公開買付価格を1,780円（当該提案日の前営業日である2024年4月16日の対象者株式の終値である1,401円に対して27.05%）とする提案を対象者に行いましたが、2024年4月20日、対象者より、当該提案価格は、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として未だ十分な水準ではないと考えられ、対象者の少数株主の利益に配慮する観点から、再度見直し（引き上げ）を求めるとの回答がありました。2024年4月25日、アイ・シグマ・キャピタルは対象者に対して、本公開買付価格を1,860円（当該提案日の前営業日である2024年4月24日の対象者株式の終値である1,414円に対して31.54%）とする提案を対象者に行いましたが、2024年4月28日、対象者より、当該提案価格は、未だ、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として十分な水準ではないと考えられ、対象者の少数株主の利益に配慮する観点から、再度見直し（引き上げ）を求めるとの回答がありました。その後、アイ・シグマ・キャピタルは当該提案を踏まえ、再度真摯に検討したものの、2024年4月25日に行った提案における1,860円という提案価格が、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果に加え、足元及び中長期の対象者株式の株価も踏まえて総合的に勘案して提示できる最大限の価格であることから、2024年5月1日に対象者に対して、本公開買付価格を1,860円（当該提案日の前営業日である2024年4月30日の対象者株式の終値である1,373円に対して35.47%）とすることを再度提案しましたが、2024年5月4日、対象者より、同様の理由により再度の引き上げ要請を受けたことにより、アイ・シグマ・キャピタルは慎重に再検討を行い、2024年5月7日、対象者に対して、前回提案価格から引き上げた本公開買付価格を1,994円（当該提案日の前営業日である2024年5月2日の対象者株式の終値である1,359円に対して46.73%）とすることを再度提案しましたが、2024年5月8日、対象者より、当該提案価格においても本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として相当な水準であるとは考えるものの、対象者株式の市場価格の動向、対象者ビジネスの将来見通し等を総合的に勘案のうえ、更なる引き上げ要請を受けました。その後、アイ・シグマ・キャピタルは慎重に再検討を行ったものの、2024年5月7日に行った提案における1,994円という提案価格が、対象者に関する情報や市場環境、これまでの対象者とのご議論等を踏まえ勘案して提示できる最大限の価格であることから、2024年5月9日、対象者に対して、本公開買付価格を前回答と同額の1,994円（当該提案日の前営業日である2024年5月8日の対象者株式の終値である1,361円に対して46.51%）とすることを再度提案し、アイ・シグマ・キャピタル及び対象者は、2024年5月9日、本公開買付価格を1株当たり1,994円とすることで合意にいたしました。

(訂正後)

(前略)

なお、アイ・シグマ・キャピタルは、2024年4月10日に、本買付条件等変更前の本公開買付価格を1,610円（当該提案日の前営業日である2024年4月9日の対象者株式の終値である1,415円に対して13.78%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率及びディスカウント率の計算において同じです。））とすることを含む本公開買付けの条件等に関する提案書（以下「2024年4月10日付提案書」といいます。）を対象者に提示いたしました。なお、アイ・シグマ・キャピタルが提示した本買付条件等変更前及び本買付条件等変更後の本公開買付価格は、対象者が2024年3月期の期末配当を行わない前提で提示した価格となります。これに対し対象者からは、2024年4月16日、本公開買付価格が本自社株公開買付価格を上回る場合、対象者の少数株主にはより高い価格での売却機会を提供することができるものと考えているが、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配される価格水準としては十分とはいえないとの理由から、本買付条件等変更前の本公開買付価格の再提案を要請する回答がありました。2024年4月17日、アイ・シグマ・キャピタルは対象者に対して、本買付条件等変更前の本公開買付価格を1,780円（当該提案日の前営業日である2024年4月16日の対象者株式の終値である1,401円に対して27.05%）とする提案を対象者に行いましたが、2024年4月20日、対象者より、当該提案価格は、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として未だ十分な水準ではないと考えられ、対象者の少数株主の利益に配慮する観点から、再度見直し（引き上げ）を求めるとの回答がありました。2024年4月25日、アイ・シグマ・キャピタルは対象者に対して、本買付条件等変更前の本公開買付価格を1,860円（当該提案日の前営業日である2024年4月24日の対象者株式の終値である1,414円に対して31.54%）とする提案を対象者に行いましたが、2024年4月28日、対象者より、当該提案価格は、未だ、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として十分な水準ではないと考えられ、対象者の少数株主の利益に配慮する観点から、再度見直し（引き上げ）を求めるとの回答がありました。その後、アイ・シグマ・キャピタルは当該提案を踏まえ、再度真摯に検討したものの、2024年4月25日に行った提案における1,860円という提案価格が、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果に加え、足元及び中長期の対象者株式の株価も踏まえて総合的に勘案して提示できる最大限の価格であることから、2024年5月1日に対象者に対して、本買付条件等変更前の本公開買付価格を1,860円（当該提案日の前営業日である2024年4月30日の対象者株式の終値である1,373円に対して35.47%）とすることを再度提案しましたが、2024年5月4日、対象者より、同様の理由により再度の引き上げ要請を受けたことにより、アイ・シグマ・キャピタルは慎重に再検討を行い、2024年5月7日、対象者に対して、前回提案価格から引き上げた本買付条件等変更前の本公開買付価格を1,994円（当該提案日の前営業日である2024年5月2日の対象者株式の終値である1,359円に対して46.73%）とすることを再度提案しましたが、2024年5月8日、対象者より、当該提案価格においても本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として相当な水準であるとは考えるものの、対象者株式の市場価格の動向、対象者ビジネスの将来見通し等を総合的に勘案のうえ、更なる引き上げ要請を受けました。その後、アイ・シグマ・キャピタルは慎重に再検討を行ったものの、2024年5月7日に行った提案における1,994円という提案価格が、対象者に関する情報や市場環境、これまでの対象者とのご議論等を踏まえ勘案して提示できる最大限の価格であることから、2024年5月9日、対象者に対して、本買付条件等変更前の本公開買付価格を前回答と同額の1,994円（当該提案日の前営業日である2024年5月8日の対象者株式の終値である1,361円に対して46.51%）とすることを再度提案し、アイ・シグマ・キャピタル及び対象者は、2024年5月9日、本買付条件等変更前の本公開買付価格を1株当たり1,994円とすることで合意にいたしました。

その後、アイ・シグマ・キャピタルは、伊藤忠商事から、同社が2024年5月29日付で、他社（当該他社を以下「アライアンス候補先」といいます。）より、法的拘束力のない、対象者の普通株式の公開買付けを含む取引の提案（以下「アライアンス提案」といいます。）を受けたことについて、同日付で伝達を受けるとともに、本公開買付価格を変更する意向を問われたことから、2024年6月14日付で伊藤忠商事に対し本公開買付価格を2,449円に引き上げる意向がある旨の法的拘束力のある書面を提出いたしました。そして、公開買付者は、2024年6月17日、本公開買付けの成立の確度を高めるため、本公開買付価格を1,994円から2,449円に変更すること、及び、対象者が2024年6月24日に第48期有価証券報告書を関東財務局長に提出する予定であることを踏まえ、法令に基づき、公開買付期間を2024年6月24日から起算して10営業日を経過した日にあたる2024年7月8日まで延長し、公開買付期間を合計41営業日とすることを決定いたしました。なお、アイ・シグマ・キャピタルは伊藤忠商事から、アライアンス候補先はアライアンス提案を取り下げた旨の伝達を、2024年6月17日付で受けております。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
(訂正前)

(前略)

また、本公開買付価格については、2024年4月10日、アイ・シグマ・キャピタルより、本公開買付価格を1,610円(当該提案日の前営業日である2024年4月9日の対象者株式の終値である1,415円に対して13.78%のプレミアムを加えた価格です。また、本公開買付価格は、対象者が2024年3月期の期末配当を行わない前提で提示した価格です。)とすることを含む本公開買付けの条件等に関する2024年4月10日付提案書を受領したとのことですが、対象者としては、本公開買付価格が本自社株公開買付価格を上回る場合、対象者の少数株主にはより高い価格での売却機会を提供することができることを踏まえて、本取引について本件ストラクチャーを前提とすることは検討に値するものの、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配される価格水準としては十分とはいえないと考えたとのことです。それ以降、アイ・シグマ・キャピタルとの間で、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件についても継続的に協議・交渉を行ったとのことです。具体的には、2024年4月16日、アイ・シグマ・キャピタルに対し、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配される価格水準としては十分とはいえないとの理由から、本公開買付価格の再提案を要請する旨回答したとのことです。2024年4月17日、アイ・シグマ・キャピタルは対象者に対して、本公開買付価格を1,780円(当該提案日の前営業日である2024年4月16日の対象者株式の終値である1,401円に対して27.05%)とする提案を対象者に行ったとのことですが、2024年4月20日、対象者より、当該提案価格は、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として未だ十分な水準ではないと考えられ、対象者の少数株主の利益に配慮する観点から、再度見直し(引き上げ)を求める旨回答したとのことです。2024年4月25日、アイ・シグマ・キャピタルは対象者に対して、本公開買付価格を1,860円(当該提案日の前営業日である2024年4月24日の対象者株式の終値である1,414円に対して31.54%)とする提案を対象者に行ったとのことですが、2024年4月28日、対象者より、当該提案価格は、未だ、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として十分な水準ではないと考えられ、対象者の少数株主の利益に配慮する観点から、再度見直し(引き上げ)を求める旨回答したとのことです。その後、アイ・シグマ・キャピタルは当該提案を踏まえ、再度真摯に検討したものの、2024年4月25日に行った提案における1,860円という提案価格が、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果に加え、足元及び中長期の対象者株式の株価も踏まえて総合的に勘案して提示できる最大限の価格であることから、2024年5月1日に対象者に対して、本公開買付価格を1,860円(当該提案日の前営業日である2024年4月30日の対象者株式の終値である1,373円に対して35.47%)とすることを再度提案したとのことですが、2024年5月4日、対象者が、同様の理由により再度の引き上げ要請を行ったことにより、アイ・シグマ・キャピタルは慎重に再検討を行い、2024年5月7日、対象者に対して、前回提案価格から引き上げた本公開買付価格を1,994円(当該提案日の前営業日である2024年5月2日の対象者株式の終値である1,359円に対して46.73%)とすることを再度提案したとのことですが、2024年5月8日、対象者より、当該提案価格についても本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として相当な水準であるとは考えるものの、対象者株式の市場価格の動向、対象者ビジネスの将来見通し等を総合的に勘案のうえ、更なる引き上げを要請したとのことです。その後、アイ・シグマ・キャピタルは慎重に再検討を行ったものの、2024年5月7日に行った提案における1,994円という提案価格が、対象者に関する情報や市場環境、これまでの対象者との議論等を踏まえ勘案して提示できる最大限の価格であることから、2024年5月9日、対象者に対して、本公開買付価格を前回答と同額の1,994円(当該提案日の前営業日である2024年5月8日の対象者株式の終値である1,361円に対して46.51%)とすることを再度提案し、アイ・シグマ・キャピタル及び対象者は、2024年5月9日、本公開買付価格を1株当たり1,994円とすることで合意に至りました。

(中略)

上記のとおり、対象者は、本公開買付けを含む本取引が、対象者グループの中長期的な企業価値の向上に資するものであると考えており、また、本公開買付価格(1,994円)については、下記「(3)本公開買付価格及び本自社株公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書の取得」に記載されているCPAパートナーズによる対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法及びに類似会社基準法(参考)による算定結果のレンジの上限値を上回るとともに、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果のレンジ内に位置する金額であること、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年5月9日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,399円に対して42.53%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,393円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して43.14%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,423円に対して40.13%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,337円に対して49.14%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、かかるプレミアムの水準は、同種他社事例における平均的なプレミアム水準(経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2024年5月8日までに公表され

た、非公開化を企図して成立した公開買付け事例（マネジメント・バイアウト（MBO）の事例及び自己株式のみを対象とした事例を除く。）194件のプレミアム水準の平均値（公表日の前営業日の株価に対して31.50%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して35.41%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して38.42%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して40.11%）と比しても対象者株主にとって相当程度のプレミアムが付された価格であると考えられることから、対象者の少数株主の皆様は本公開買付けへの応募を推奨することができる水準に達していると考えたとのことです。

また、上記の各取締役会の決議に加えて、対象者は、2024年5月10日開催の対象者取締役会において、(ア)公開買付者による非公開化の提案を受け入れることが対象者の企業価値の最大化に資する手段であると考えられること、また、税務上の取扱い等のそれぞれの事情により本公開買付けではなく本自社株公開買付けに応募の申込みを希望する対象者の株主の皆様が存在し得ることに配慮し、本自社株公開買付けに先立って、広く対象者の株主の皆様に対して合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものといえる本公開買付けが実施されることに加えて、対象者の株主の皆様に対して対象者株式の売却の機会をさらに広く提供する観点から、本自社株公開買付けを実施することは合理的であり、(イ)また、公開買付者の買付総額に限度がある中で、税務上の取扱いが異なる点を踏まえて本自社株公開買付価格を本公開買付価格より368円低く設定することで、本取引における公開買付けが本公開買付けのみで本自社株公開買付けは実施されない場合には、公開買付者の提示した投資総額を前提とすると本公開買付価格は1,860円となることから、当該価格と比較して本公開買付価格が134円引き上げられていることになるため、株主の皆様は利益につながると考えられること、(ウ)本自社株公開買付価格は1,626円であり、市場価格よりも一定のプレミアムを加えた金額となっているものの、本自社株公開買付け終了後に、公開買付者が対象者が所有する自己株式を除く対象者株式の全てを所有していなかった場合には、本公開買付価格と同額での株式売渡請求又は株式併合の方法を用いた完全子会社化の手続を実施することが予定されており、かつ、本自社株公開買付けに関連し、本基本合意書においても、本自社株公開買付け終了後に、本公開買付価格と同額での株式売渡請求又は株式併合の方法を用いた完全子会社化の手続を実施すること及び相互に協力する旨の合意がされていることから、対象者の非公開化の実現が担保されているため、市場価格よりも一定のプレミアムが付された価格とすることも正当であると考えられること、また、(エ)下記「(3) 本公開買付価格及び本自社株公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、上記(イ)及び(ウ)に関して、本特別委員会からも同様の見解が示されていることから、対象者が、本公開買付けの実施後に本取引の一環として本自社株公開買付価格を1,626円とする本自社株公開買付けを実施することは、対象者の株主の皆様は利益に鑑みても合理的であると判断し、本自社株公開買付前提条件の全てが充足されていることを条件として、本公開買付けの実施に続く本取引の第二段階として、会社法第165条第3項の規定による対象者定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本自社株公開買付価格を1,626円とする本自社株公開買付けを行う予定である旨を決議したとのこと。なお、上記のとおり、同日開催の対象者取締役会において、対象者は、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのこと。

2024年5月10日付の上記各取締役会の決議の詳細は、下記「(3) 本公開買付価格及び本自社株公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

また、本買付条件等変更前の本公開買付価格については、2024年4月10日、アイ・シグマ・キャピタルより、本買付条件等変更前の本公開買付価格を1,610円（当該提案日の前営業日である2024年4月9日の対象者株式の終値である1,415円に対して13.78%のプレミアムを加えた価格です。また、本買付条件等変更前及び本買付条件等変更後の本公開買付価格は、対象者が2024年3月期の期末配当を行わない前提で提示した価格です。）とすることを含む本公開買付けの条件等に関する2024年4月10日付提案書を受領したとのことですが、対象者としては、本公開買付価格が本自社株公開買付価格を上回る場合、対象者の少数株主にはより高い価格での売却機会を提供することができることを踏まえて、本取引について本件ストラクチャーを前提とすることは検討に値するものの、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配される価格水準としては十分とはいえないと考えたとのことです。それ以降、アイ・シグマ・キャピタルとの間で、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件についても継続的に協議・交渉を行ったとのことです。具体的には、2024年4月16日、アイ・シグマ・キャピタルに対し、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配される価格水準としては十分とはいえないとの理由から、本買付条件等変更前の本公開買付価格の再提案を要請する旨回答したとのことです。2024年4月17日、アイ・シグマ・キャピタルは対象者に対して、本買付条件等変更前の本公開買付価格を1,780円（当該提案日の前営業日である2024年4月16日の対象者株式の終値である1,401円に対して27.05%）とする提案を対象者に行ったとのことですが、2024年4月20日、対象者より、当該提案価格は、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として未だ十分な水準ではないと考えられ、対象者の少数株主の利益に配慮する観点から、再度見直し（引き上げ）を求める旨回答したとのことです。2024年4月25日、アイ・シグマ・キャピタルは対象者に対して、本買付条件等変更前の本公開買付価格を1,860円（当該提案日の前営業日である2024年4月24日の対象者株式の終値である1,414円に対して31.54%）とする提案を対象者に行ったとのことですが、2024年4月28日、対象者より、当該提案価格は、未だ、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として十分な水準ではないと考えられ、対象者の少数株主の利益に配慮する観点から、再度見直し（引き上げ）を求める旨回答したとのことです。その後、アイ・シグマ・キャピタルは当該提案を踏まえ、再度真摯に検討したものの、2024年4月25日に行った提案における1,860円という提案価格が、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果に加え、足元及び中長期の対象者株式の株価も踏まえて総合的に勘案して提示できる最大限の価格であることから、2024年5月1日に対象者に対して、本買付条件等変更前の本公開買付価格を1,860円（当該提案日の前営業日である2024年4月30日の対象者株式の終値である1,373円に対して35.47%）とすることを再度提案したとのことですが、2024年5月4日、対象者が、同様の理由により再度の引き上げ要請を行ったことにより、アイ・シグマ・キャピタルは慎重に再検討を行い、2024年5月7日、対象者に対して、前回提案価格から引き上げた本買付条件等変更前の本公開買付価格を1,994円（当該提案日の前営業日である2024年5月2日の対象者株式の終値である1,359円に対して46.73%）とすることを再度提案したとのことですが、2024年5月8日、対象者より、当該提案価格についても本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として相当な水準であるとは考えるものの、対象者株式の市場価格の動向、対象者ビジネスの将来見通し等を総合的に勘案のうえ、更なる引き上げを要請したとのことです。その後、アイ・シグマ・キャピタルは慎重に再検討を行ったものの、2024年5月7日に行った提案における1,994円という提案価格が、対象者に関する情報や市場環境、これまでの対象者との議論等を踏まえ勘案して提示できる最大限の価格であることから、2024年5月9日、対象者に対して、本買付条件等変更前の本公開買付価格を前回答と同額の1,994円（当該提案日の前営業日である2024年5月8日の対象者株式の終値である1,361円に対して46.51%）とすることを再度提案し、アイ・シグマ・キャピタル及び対象者は、2024年5月9日、本買付条件等変更前の本公開買付価格を1株当たり1,994円とすることで合意に至りました。

(中略)

上記のとおり、対象者は、本公開買付けを含む本取引が、対象者グループの中長期的な企業価値の向上に資するものであると考えており、また、本買付条件等変更前の本公開買付価格（1,994円）については、下記「(3) 本公開買付価格及び本自社株公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定報告書の取得」に記載されているC P Aパートナーズによる対象者株式の株式価値の算定結果（以下「対象者株式価値算定結果」といいます。）のうち、市場株価基準法及びに類似会社基準法（参考）による算定結果のレンジの上限値を上回るとともに、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）による算定結果のレンジ内に位置する金額であること、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年5月9日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,399円に対して42.53%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,393円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して43.14%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,423円に対して40.13%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,337円に対して49.14%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、かかるプレミア

ムの水準は、同種他社事例における平均的なプレミアム水準（経済産業省が「公正なM & Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2024年5月8日までに公表された、非公開化を企図して成立した公開買付け事例（マネジメント・バイアウト（MBO）の事例及び自己株式のみを対象とした事例を除く。）194件のプレミアム水準の平均値（公表日の前営業日の株価に対して31.50%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して35.41%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して38.42%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して40.11%）と比しても対象者株主にとって相当程度のプレミアムが付された価格であると考えられることから、対象者の少数株主の皆様には本公開買付けへの応募を推奨することができる水準に達していると判断したとのことです。

また、上記の各取締役会の決議に加えて、対象者は、2024年5月10日開催の対象者取締役会において、(ア)公開買付けによる非公開化の提案を受け入れることが対象者の企業価値の最大化に資する手段であると考えられること、また、税務上の取扱い等のそれぞれの事情により本公開買付けではなく本自社株公開買付けに応募の申込みを希望する対象者の株主の皆様が存在し得ることに配慮し、本自社株公開買付けに先立って、広く対象者の株主の皆様に対して合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものといえる本公開買付けが実施されることに加えて、対象者の株主の皆様に対して対象者株式の売却の機会をさらに広く提供する観点から、本自社株公開買付けを実施することは合理的であり、(イ)また、公開買付けの買付総額に限度がある中で、税務上の取扱いが異なる点を踏まえて本買付条件等変更前の本自社株公開買付価格を本買付条件等変更前の本公開買付価格より368円低く設定することで、本取引における公開買付けが本公開買付けのみで本自社株公開買付けは実施されない場合には、公開買付けの提示した投資総額を前提とすると本買付条件等変更前の本公開買付価格は1,860円となることから、当該価格と比較して本買付条件等変更前の本公開買付価格が134円引き上げられていることになるため、株主の皆様は利益につながると考えられること、(ウ)本買付条件等変更前の本自社株公開買付価格は1,626円であり、市場価格よりも一定のプレミアムを加えた金額となっているものの、本自社株公開買付け終了後に、公開買付けが対象者が所有する自己株式を除く対象者株式の全てを所有していなかった場合には、本公開買付価格と同額での株式売渡請求又は株式併合の方法を用いた完全子会社化の手続を実施することが予定されており、かつ、本自社株公開買付けに関連し、本基本合意書においても、本自社株公開買付け終了後に、本公開買付価格と同額での株式売渡請求又は株式併合の方法を用いた完全子会社化の手続を実施すること及び相互に協力する旨の合意がされていることから、対象者の非公開化の実現が担保されているため、市場価格よりも一定のプレミアムが付された価格とすることも正当であると考えられること、また、(エ)下記「(3)本公開買付価格及び本自社株公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、上記(イ)及び(ウ)に関して、本特別委員会からも同様の見解が示されていることから、対象者が、本公開買付けの実施後に本取引の一環として本買付条件等変更前の本自社株公開買付価格を1,626円とする本自社株公開買付けを実施することは、対象者の株主の皆様は利益に鑑みても合理的であると判断し、本自社株公開買付前提条件の全てが充足されていることを条件として、本公開買付けの実施に続く本取引の第二段階として、会社法第165条第3項の規定による対象者定款の規定及び同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本買付条件等変更前の本自社株公開買付価格を1,626円とする本自社株公開買付けを行う予定であることを決議したとのことです。なお、上記のとおり、同日開催の対象者取締役会において、対象者は、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

その後、公開買付けから対象者に対し、2024年6月17日に、公開買付けが、本公開買付けの成立の確度を高めるため、本公開買付価格を1,994円から2,449円に変更すること、及び、対象者が2024年6月24日に第48期有価証券報告書を関東財務局長に提出する予定であることを踏まえ、法令に基づき、公開買付期間を2024年6月24日から起算して10営業日を経過した日にあたる2024年7月8日まで延長し、公開買付期間を合計41営業日とすることを決定したとの連絡があったとのことです。これを受け、対象者は、本買付条件等変更後の公正性・妥当性について本特別委員会に諮問したところ、2024年6月20日、本特別委員会から、()本買付条件等変更後の本公開買付価格は、対象者株式価値算定結果のうち、DCF法、市場株価基準法及び類似会社比準法（参考）による算定結果のレンジの上限値を上回っており、2024年5月9日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,399円に対して75.05%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,393円に対して75.81%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,423円に対して72.10%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,337円に対して83.17%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、かかるプレミアムの水準は、同種他社事例における平均的なプレミアム水準（経済産業省が「公正なM & Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2024年5月8日までに公表された、非公開化を企図して成立したTOB事例（マネジメント・バイアウト（MBO）の事例及び自己株式のみを対象とした事例を除く。）194件のプレミアム水準の平均値（公表日の前営業日の株価に対して31.50%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して35.41%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して38.42%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して40.11%）と比しても対象者株主にとって相当程度のプレミアムが付された価格である

と考えられること、()本買付条件等変更後の本公開買付けの公開買付期間は法令に定められた最短期間である20営業日を超える41営業日に設定されていること、()本公開買付けと本自社株公開買付けを併せて実施することで対象者を完全子会社化するというストラクチャーについて、本自社株公開買付けにおいては、法人株主に法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえて、本自社株公開買付価格を1,944円とし、本公開買付価格より505円低く設定することで、本取引における公開買付けが本公開買付けのみで本自社株公開買付けは実施されない場合に比べ、本公開買付価格が引き上げられていることになるため、少数株主の利益につながると考えられることから、()本買付条件等変更は、対象者の少数株主に不利益なものではなく、公正性・妥当性を有するものであり、対象者が本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することが相当であるとの答申が得られたため、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を改めて推奨することを決議したとのことです。

2024年5月10日付及び2024年6月20日付の上記各取締役会の決議の詳細は、下記「(3)本公開買付価格及び本自社株公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(3) 本公開買付価格及び本自社株公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

(訂正前)

(前略)

なお、対象者の代表取締役である細井富夫氏は、1980年から2011年まで伊藤忠商事に在籍しておりましたが、2011年の退職以降は、対象者以外の、伊藤忠商事又はそのグループ会社の役職員の地位を有していたことはなく、現時点において、対象者又は対象者の少数株主と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はないとのことです。また、対象者の監査役である長友晃氏は、1975年から2014年まで伊藤忠商事及びそのグループ会社に在籍しておりましたが、2014年の退職以降は、対象者以外の、伊藤忠商事又はそのグループ会社の役職員の地位を有していたことはなく、現時点において、対象者又は対象者の少数株主と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はないとのことです。

(訂正後)

(前略)

なお、対象者の代表取締役である細井富夫氏は、1980年から2011年まで伊藤忠商事に在籍しておりましたが、2011年の退職以降は、対象者以外の、伊藤忠商事又はそのグループ会社の役職員の地位を有していたことはなく、現時点において、対象者又は対象者の少数株主と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はないとのことです。また、対象者の監査役である長友晃氏は、1975年から2014年まで伊藤忠商事及びそのグループ会社に在籍しておりましたが、2014年の退職以降は、対象者以外の、伊藤忠商事又はそのグループ会社の役職員の地位を有していたことはなく、現時点において、対象者又は対象者の少数株主と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はないとのことです。

その後、対象者は、2024年6月17日に、公開買付者から、本公開買付けの成立の確度を高めるため、本公開買付け価格を1,994円から2,449円に変更すること、及び、対象者が2024年6月24日に第48期有価証券報告書を関東財務局長に提出する予定であることを踏まえ、法令に基づき、公開買付け期間を2024年6月24日から起算して10営業日を経過した日にあたる2024年7月8日まで延長し、公開買付け期間を合計41営業日とすることを決定したとの連絡を受けたため、本買付条件等変更の公正性・妥当性について本特別委員会に諮問したところ、2024年6月20日、本特別委員会から、()本買付条件等変更後の本公開買付け価格は、対象者株式価値算定結果のうち、DCF法、市場株価基準法及び類似会社比準法(参考)による算定結果のレンジの上限値を上回っており、2024年5月9日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値1,399円に対して75.05%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,393円に対して75.81%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,423円に対して72.10%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,337円に対して83.17%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、かかるプレミアムの水準は、同種他社事例における平均的なプレミアム水準(経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日から2024年5月8日までに公表された、非公開化を企図して成立したTOB事例(マネジメント・バイアウト(MBO))の事例及び自己株式のみを対象とした事例を除く。)194件のプレミアム水準の平均値(公表日の前営業日の株価に対して31.50%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して35.41%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して38.42%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して40.11%)と比しても対象者株主にとって相当程度のプレミアムが付された価格であると考えられること、()本買付条件等変更後の本公開買付けの公開買付け期間は法令に定められた最短期間である20営業日を超える41営業日に設定されていること、()本公開買付けと本自社株公開買付けを併せて実施することで対象者を完全子会社化するというストラクチャーについて、本自社株公開買付けにおいては、法人株主に法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえて、本自社株公開買付け価格を1,944円とし、本公開買付け価格より505円低く設定することで、本取引における公開買付けが本公開買付けのみで本自社株公開買付けは実施されない場合に比べ、本公開買付け価格が引き上げられていることになるため、少数株主の利益につながると考えられることから、()本買付条件等変更は、対象者の少数株主に不利益なものでなく、公正性・妥当性を有することから、対象者が本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することが相当であるとの答申が得られたため、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を改めて推奨することを決議したとのことです。

上記取締役会決議は、対象者取締役6名のうち、阿部邦明氏及び都築貴将氏を除く4名全員の一致により決議されているとのことです。なお、上記取締役会には対象者の監査役のうち魚住峰司氏を除く2名が参加し、出席した監査役はいずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、伊藤忠商事の上席執行理事食料カンパニー生鮮食品部門長であり対象者の取締役である阿部邦明氏、伊藤忠商事の食料カンパニー生鮮食品部門生鮮食品第三部長であり対象者の取締役である都築貴将氏及び伊藤忠商事の食料事業統括室長であり現在は不二製油グループ本社株式会社(同社の米国事業会社であるBlommer Chocolate Company)に出向中の対象者の監査役である魚住峰司氏は、本取引の検討に関する議題に係る対象者取締役会及びその審議には一切参加しておらず、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者との協議・交渉にも一切参加していないとのことです。

なお、対象者の代表取締役である細井富夫氏は、1980年から2011年まで伊藤忠商事に在籍しておりましたが、2011年の退職以降は、対象者以外の、伊藤忠商事又はそのグループ会社の役職員の地位を有していたことはなく、現時点において、対象者又は対象者の少数株主と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はないとのことです。また、対象者の監査役である長友晃氏は、1975年から2014年まで伊藤忠商事及びそのグループ会社に在籍しておりましたが、2014年の退職以降は、対象者以外の、伊藤忠商事又はそのグループ会社の役職員の地位を有していたことはなく、現時点において、対象者又は対象者の少数株主と利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある事情はないとのことです。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、本基本合意書においては、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意が含まれている一方で、対抗的買収提案者から具体的な提案があった場合には、必要な範囲で情報提供又は協議若しくは交渉することは許容される旨の例外が設けられるとともに、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日としております。

(訂正後)

下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、本基本合意書においては、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意が含まれている一方で、対抗的買収提案者から具体的な提案があった場合には、必要な範囲で情報提供又は協議若しくは交渉することは許容される旨の例外が設けられるとともに、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である41営業日としております。

(4) 本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

株式併合

(訂正前)

公開買付者は、本基本合意書に従い伊藤忠商事が不応募合意株式の全て（所有割合：36.39%）を本自社株公開買付けに応募するものと見込まれることに鑑み、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式と不応募合意株式の合計数の所有割合が93.64%未満となり、本両公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満となることが見込まれる場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本スクイズアウト手続臨時株主総会」といいます。）を開催することを要請する予定です。公開買付者は、対象者との間で、本両公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満となることが見込まれる場合には、本公開買付けの決済の完了後、本自社株公開買付けにおける買付け等の期間中に本スクイズアウト手続臨時株主総会の基準日設定公告を行うことに合意しております（本書提出日現在において、2024年7月中旬を予定しております。）。なお、公開買付者は、本スクイズアウト手続臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、伊藤忠商事も、本スクイズアウト手続臨時株主総会の基準日株主として、本基本合意書に従い、本スクイズアウト手続臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

（後略）

(訂正後)

公開買付者は、本基本合意書に従い伊藤忠商事が不応募合意株式の全て（所有割合：36.39%）を本自社株公開買付けに応募するものと見込まれることに鑑み、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式と不応募合意株式の合計数の所有割合が93.64%未満となり、本両公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満となることが見込まれる場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本スクイズアウト手続臨時株主総会」といいます。）を開催することを要請する予定です。公開買付者は、対象者との間で、本両公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満となることが見込まれる場合には、本公開買付けの決済の完了後、本自社株公開買付けにおける買付け等の期間中に本スクイズアウト手続臨時株主総会の基準日設定公告を行うことに合意しております（本書提出日現在において、2024年7月下旬を予定しております。）。なお、公開買付者は、本スクイズアウト手続臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」に記載のとおり、伊藤忠商事も、本スクイズアウト手続臨時株主総会の基準日株主として、本基本合意書に従い、本スクイズアウト手続臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

（後略）

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2024年5月13日(月曜日)から2024年 <u>6</u> 月 <u>21</u> 日(金曜日)まで(<u>30</u> 営業日)
公告日	2024年5月13日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2024年5月13日(月曜日)から2024年 <u>7</u> 月 <u>8</u> 日(月曜日)まで(<u>41</u> 営業日)
公告日	2024年5月13日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式 1 株につき、金1,994円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	公開買付者及び親会社であるアイ・シグマ・キャピタルは、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示している財務情報等の資料、アイ・シグマ・キャピタルが年 8 月上旬から 2024 年 2 月下旬にかけて対象者に実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることから対象者株式の市場株価の動向等を総合的に分析いたしました。さらに、対象者取締役会及び特別委員会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、伊藤忠商事及び対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、2024 年 5 月 10 日、本公開買付価格を 1 株当たり 1,994 円とすることを決定いたしました。 なお、公開買付者及び親会社であるアイ・シグマ・キャピタルは、上記の諸要素を総合的に考慮しつつ、伊藤忠商事及び対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しているため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。 本公開買付価格 1,994 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2024 年 5 月 9 日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値 1,399 円に対して 42.53%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,393 円に対して 43.14%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,423 円に対して 40.13%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,337 円に対して 49.14% のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。 また、本公開買付価格 1,994 円は、本書提出日の前営業日である 2024 年 5 月 10 日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値 1,656 円に対して 20.41% のプレミアムを加えた価格となります。

算定の経緯	上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本両公開買付け後の経営方針」の「 本両公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、アイ・シグマキャピタルは、2024年4月10日に、本公開買付価格を1,610円（当該提案日の前営業日である2024年4月9日の対象者株式の終値である1,415円に対して13.78%とすることを含む2024年4月10日付提案書を対象者に提示いたしました。なお、アイ・シグマ・キャピタルが提示した本公開買付価格は、対象者が2024年3月期の期末配当を行わない前提で提示した価格となります。これに対し対象者からは、2024年4月16日、本公開買付価格が本自社株公開買付価格を上回る場合、対象者の少数株主にはより高い価格での売却機会を提供することができるものと考えているが、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配される価格水準としては十分とはいえないとの理由から、本公開買付価格の再提案を要請する回答がありました。2024年4月17日、アイ・シグマ・キャピタルは対象者に対して、本公開買付価格を1,780円（当該提案日の前営業日である2024年4月16日の対象者株式の終値である1,401円に対して27.05%）とする提案を対象者に行いましたが、2024年4月20日、対象者より、当該提案価格は、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として未だ十分な水準ではないと考えられ、対象者の少数株主の利益に配慮する観点から、再度見直し（引き上げ）を求めるとの回答がありました。2024年4月25日、アイ・シグマ・キャピタルは対象者に対して、本公開買付価格を1,860円（当該提案日の前営業日である2024年4月24日の対象者株式の終値である1,414円に対して31.54%）とする提案を対象者に行いましたが、2024年4月28日、対象者より、当該提案価格は、未だ、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として十分な水準ではないと考えられ、対象者の少数株主の利益に配慮する観点から、再度見直し（引き上げ）を求めるとの回答がありました。その後、アイ・シグマ・キャピタルは当該提案を踏まえ、再度真摯に検討したものの、2024年4月25日に行った提案における1,860円という提案価格が、対象者に対するデュエ・ディリジェンスの結果に加え、足元及び中長期の対象者株式の株価も踏まえて総合的に勘案して提示できる最大限の価格であることから、2024年5月1日に対象者に対して、本公開買付価格を1,860円（当該提案日の前営業日である2024年4月30日の対象者株式の終値である1,373円に対して35.47%）とすることを再度提案しましたが、2024年5月4日、対象者より、同様の理由により再度の引き上げ要請を受けたことにより、アイ・シグマ・キャピタルは慎重に再検討を行い、2024年5月7日、対象者に対して、前回提案価格から引き上げた本公開買付価格を1,994円（当該提案日の前営業日である2024年5月2日の対象者株式の終値である1,359円に対して46.73%）とすることを再度提案しましたが、2024年5月8日、対象者より、当該提案価格においても本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として相当な水準であるとは考えるものの、対象者株式の市場価格の動向、対象者ビジネスの将来見通し等を総合的に勘案のうえ、更なる引き上げ要請を受けました。その後、アイ・シグマ・キャピタルは慎重に再検討を行ったものの、2024年5月7日に行った提案における1,994円という提案価格が、対象者に関する情報や市場環境、これまでの対象者とのご議論等を踏まえ勘案して提示できる最大限の価格であることから、2024年5月9日、対象者に対して、本公開買付価格を前回答と同額の1,994円（当該提案日の前営業日である2024年5月8日の対象者株式の終値である1,361円に対して46.51%）とすることを再度提案し、アイ・シグマ・キャピタル及び対象者は、2024年5月9日、本公開買付価格を1株当たり1,994円とすることで合意にいたしました。 以上の協議・交渉の結果等も踏まえ、公開買付者は、2024年5月10日、本公開買付価格を1株当たり1,994円として、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。
-------	--

(訂正後)

株券	普通株式 1 株につき、金2,449円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	公開買付者及び親会社であるアイ・シグマ・キャピタルは、本買付条件等変更前の本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示している財務情報等の資料、アイ・シグマ・キャピタルが年 8 月上旬から 2024 年 2 月下旬にかけて対象者に実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることから対象者株式の市場株価の動向等を総合的に分析いたしました。さらに、対象者取締役会及び特別委員会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、伊藤忠商事及び対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、2024 年 5 月 10 日、<u>本買付条件等変更前の本公開買付価格を 1 株当たり 1,994 円とすることを決定いたしました。</u> <u>その後、公開買付者は、2024 年 6 月 17 日、本公開買付けの成立の確度を高めるため、本公開買付価格を 1 株当たり 2,449 円とすることを決定いたしました。</u> なお、公開買付者及び親会社であるアイ・シグマ・キャピタルは、上記の諸要素を総合的に考慮しつつ、伊藤忠商事及び対象者との協議・交渉を経て本買付条件等変更前及び本買付条件等変更後の本公開買付価格を決定しているため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。 <u>本買付条件等変更前の本公開買付価格 1,994 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2024 年 5 月 9 日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値 1,399 円に対して 42.53%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,393 円に対して 43.14%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,423 円に対して 40.13%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,337 円に対して 49.14%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</u> また、<u>本買付条件等変更前の本公開買付価格 1,994 円は、本書提出日の前営業日である 2024 年 5 月 10 日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値 1,656 円に対して 20.41%のプレミアムを加えた価格となります。</u> <u>一方、本買付条件等変更後の本公開買付価格 2,449 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2024 年 5 月 9 日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値 1,399 円に対して 75.05%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,393 円に対して 75.81%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,423 円に対して 72.10%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,337 円に対して 83.17%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</u>

算定の経緯	上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本両公開買付け後の経営方針」の「 本両公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、アイ・シグマキャピタルは、2024年4月10日に、<u>本買付条件等変更前の本公開買付価格</u>を1,610円（当該提案日の前営業日である2024年4月9日の対象者株式の終値である1,415円に対して13.78%とすることを含む2024年4月10日付提案書を対象者に提示いたしました。なお、アイ・シグマ・キャピタルが提示した本買付条件等変更前及び本買付条件等変更後の本公開買付価格は、対象者が2024年3月期の期末配当を行わない前提で提示した価格となります。これに対し対象者からは、2024年4月16日、<u>本買付条件等変更前の本公開買付価格</u>が本買付条件等変更前の本自社株公開買付価格を上回る場合、対象者の少数株主にはより高い価格での売却機会を提供することができるものと考えているが、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配される価格水準としては十分とはいえないとの理由から、<u>本買付条件等変更前の本公開買付価格</u>の再提案を要請する回答がありました。2024年4月17日、アイ・シグマ・キャピタルは対象者に対して、<u>本買付条件等変更前の本公開買付価格</u>を1,780円（当該提案日の前営業日である2024年4月16日の対象者株式の終値である1,401円に対して27.05%）とする提案を対象者に行いましたが、2024年4月20日、対象者より、当該提案価格は、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として未だ十分な水準ではないと考えられ、対象者の少数株主の利益に配慮する観点から、再度見直し（引き上げ）を求めるとの回答がありました。2024年4月25日、アイ・シグマ・キャピタルは対象者に対して、<u>本買付条件等変更前の本公開買付価格</u>を1,860円（当該提案日の前営業日である2024年4月24日の対象者株式の終値である1,414円に対して31.54%）とする提案を対象者に行いましたが、2024年4月28日、対象者より、当該提案価格は、未だ、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として十分な水準ではないと考えられ、対象者の少数株主の利益に配慮する観点から、再度見直し（引き上げ）を求めるとの回答がありました。その後、アイ・シグマ・キャピタルは当該提案を踏まえ、再度真摯に検討したものの、2024年4月25日に行った提案における1,860円という提案価格が、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果に加え、足元及び中長期の対象者株式の株価も踏まえて総合的に勘案して提示できる最大限の価格であることから、2024年5月1日に対象者に対して、<u>本買付条件等変更前の本公開買付価格</u>を1,860円（当該提案日の前営業日である2024年4月30日の対象者株式の終値である1,373円に対して35.47%）とすることを再度提案しましたが、2024年5月4日、対象者より、同様の理由により再度の引き上げ要請を受けたことにより、アイ・シグマ・キャピタルは慎重に再検討を行い、2024年5月7日、対象者に対して、前回提案価格から引き上げた<u>本買付条件等変更前の本公開買付価格</u>を1,994円（当該提案日の前営業日である2024年5月2日の対象者株式の終値である1,359円に対して46.73%）とすることを再度提案しましたが、2024年5月8日、対象者より、当該提案価格においても本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の株主に適切に分配された価格として相当な水準であるとは考えるものの、対象者株式の市場価格の動向、対象者ビジネスの将来見通し等を総合的に勘案のうえ、更なる引き上げ要請を受けました。その後、アイ・シグマ・キャピタルは慎重に再検討を行ったものの、2024年5月7日に行った提案における1,994円という提案価格が、対象者に関する情報や市場環境、これまでの対象者とのご議論等を踏まえ勘案して提示できる最大限の価格であることから、2024年5月9日、対象者に対して、<u>本買付条件等変更前の本公開買付価格</u>を前回答と同額の1,994円（当該提案日の前営業日である2024年5月8日の対象者株式の終値である1,361円に対して46.51%）とすることを再度提案し、アイ・シグマ・キャピタル及び対象者は、2024年5月9日、<u>本買付条件等変更前の本公開買付価格</u>を1株当たり1,994円とすることで合意にいたしました。
-------	--

	以上の協議・交渉の結果等も踏まえ、公開買付者は、2024年5月10日、<u>本買付条件等変更前の本公開買付価格を1株当たり1,994円として、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。</u> <u>その後、アイ・シグマ・キャピタルは、伊藤忠商事から、同社が2024年5月29日付で、アライアンス候補先から、法的拘束力のないアライアンス提案を受けたことについて、同日付で伊藤忠商事より伝達を受け、本公開買付価格を変更する意向を問われたことから、2024年6月14日付で伊藤忠商事に対し本公開買付価格を2,449円に引き上げる意向がある旨の法的拘束力のある書面を提出いたしました。そして、公開買付者は、2024年6月17日、本公開買付けの成立の確度を高めるため、本公開買付価格を1株当たり2,449円とすることを決定いたしました。</u>
--	---

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金 (円) (a)	<u>6,115,952,932</u>
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料 (円) (b)	80,000,000
その他 (円) (c)	<u>3,500,000</u>
合計 (円) (a) + (b) + (c)	<u>6,199,452,932</u>

(注 1) 「買付代金 (円) (a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数 (3,067,178株) に、1株当たりの本公開買付価格 (1,994円) を乗じた金額です。

(後略)

(訂正後)

買付代金 (円) (a)	<u>7,511,518,922</u>
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料 (円) (b)	80,000,000
その他 (円) (c)	<u>5,000,000</u>
合計 (円) (a) + (b) + (c)	<u>7,596,518,922</u>

(注 1) 「買付代金 (円) (a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数 (3,067,178株) に、1株当たりの本公開買付価格 (2,449円) を乗じた金額です。

(後略)

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社あおぞら銀行 （東京都千代田区麹町六丁目 1 番 1 号）	買付け等に要する資金に充当するための 借入れ（注） (1) タームローン A 借入期間：7 年（分割返済） 金利：全銀協日本円TIBORに基 づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローン B 借入期間：7 年（期限一括返済） 金利：全銀協日本円TIBORに基 づく変動金利 担保：対象者株式等	(1) タームローン A 4,000,000 (2) タームローン B 8,570,000
計(b)				12,570,000

（注） 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社あおぞら銀行から12,570,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2024年5月10日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社あおぞら銀行 （東京都千代田区麹町六丁目 1 番 1 号）	買付け等に要する資金に充当するための 借入れ（注） (1) タームローン A 借入期間：7 年（分割返済） 金利：全銀協日本円TIBORに基 づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローン B 借入期間：7 年（期限一括返済） 金利：全銀協日本円TIBORに基 づく変動金利 担保：対象者株式等	(1) タームローン A 4,000,000 (2) タームローン B 9,350,000
計(b)				13,350,000

（注） 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社あおぞら銀行から13,350,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2024年6月20日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。

【その他資金調達方法】

(訂正前)

内容	金額(千円)
アイ・シグマ事業支援ファンド4号による普通株式の引受け(注1、2)	<u>5,017,000</u>
計(d)	<u>5,017,000</u>

(注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、公開買付者の発行済株式の全部を所有するアイ・シグマ事業支援ファンド4号から5,017,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2024年5月10日付で取得しております。

(後略)

(訂正後)

内容	金額(千円)
アイ・シグマ事業支援ファンド4号による普通株式の引受け(注1、2)	<u>5,779,000</u>
計(d)	<u>5,779,000</u>

(注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、公開買付者の発行済株式の全部を所有するアイ・シグマ事業支援ファンド4号から5,779,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2024年6月20日付で取得しております。

(後略)

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

17,587,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(訂正後)

19,129,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2024年6月27日(木曜日)

(訂正後)

2024年7月12日(金曜日)

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

(訂正前)

2024年 5 月13日現在

資本金の額 (円)	発行済株式の総数 (株)
10,000	1

(注) 公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日の 2 営業日前までに、上記「第 1 公開買付要項」の「 8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「 その他資金調達方法」に記載のとおり、5,017,000千円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加することが予定されています。

(訂正後)

2024年 5 月13日現在

資本金の額 (円)	発行済株式の総数 (株)
10,000	1

(注) 公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日の 2 営業日前までに、上記「第 1 公開買付要項」の「 8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「 その他資金調達方法」に記載のとおり、5,779,000千円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加することが予定されています。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けへの賛同表明

(訂正前)

対象者賛同表明プレスリリースによれば、対象者は、2024年5月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記対象者取締役会決議の詳細については、対象者賛同表明プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格及び本自社株公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

対象者賛同表明プレスリリースによれば、対象者は、2024年5月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。さらに、2024年6月20日付対象者プレスリリースによれば、2024年6月20日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を改めて推奨することを決議したとのことです。

上記対象者取締役会決議の詳細については、対象者賛同表明プレスリリース、2024年6月20日付対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格及び本自社株公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

第 5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度	第46期 (自	2021年 4 月 1 日	至	2022年 3 月31日)	2022年 6 月23日	関東財務局長に提出
事業年度	第47期 (自	2022年 4 月 1 日	至	2023年 3 月31日)	2023年 6 月23日	関東財務局長に提出

(訂正後)

事業年度	第46期 (自	2021年 4 月 1 日	至	2022年 3 月31日)	2022年 6 月23日	関東財務局長に提出
事業年度	第47期 (自	2022年 4 月 1 日	至	2023年 3 月31日)	2023年 6 月23日	関東財務局長に提出
事業年度	第48期 (自	2023年 4 月 1 日	至	2024年 3 月31日)	2024年 6 月24日	関東財務局長に提出予定

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2024年6月20日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 融資証明書

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため公開買付者が株式会社あおぞら銀行より取得した融資証明書に変更がありましたので、添付の融資証明書と差し替えます。

(3) 出資証明書

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、公開買付者がアイ・シグマ事業支援ファンド4号より取得した出資証明書に変更がありましたので、添付の出資証明書と差し替えます。